告　　示

○厚生労働省告示第五十五号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十六年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件の一部を改正する告示

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の二に次の一項を加える。

2　保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

前文中「病床数が四百床未満の保険医療機関」を「保険医療機関（病院を除く。）」に改める。

第二十条第一項第三号ニ中「として、同法第十四条」の下に「又は第十九条の二」を加える。

第二十五条の三の二に次の一項を加える。

2　保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

前文中「病床数が四百床未満の保険医療機関」を「保険医療機関（病院を除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第五十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ及び第九号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三第四号㈡中「Ａ０００の注４、区分番号Ａ００１の注３及び区分番号Ａ００２の注４」を「Ａ０００の注７、区分番号Ａ００１の注５及び区分番号Ａ００２の注８」に改め、同第八号の次に次のように加える。

九　前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給に関する基準

㈠　患者が前歯部の歯冠修復に金合金又は白金加金の使用を希望した場合に限られるものとする。

㈡　当該金属歯冠修復指導管理に係る費用徴収その他必要な事項を当該保険医療機関内の見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

第六中「平成二十四年九月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「、平成二十五年四月一日」を「、平成二十七年四月一日」に改め、「、同年十月一日以降においては別表第４に収載されている医薬品を、平成二十六四月一日以降においては別表第６に収載されている医薬品を」及び「（平成二十五年四月一日以降においては、別表第５に収載されている医薬品を、平成二十六年四月一日以降においては別表第７に収載されている医薬品を除く。）」を削る。

第十第一号中「及びアバタセプト製剤」を「、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤及び注射用抗菌薬」に改め、同第二号㈠ハ中「グルベス配合錠、リオベル配合錠ＨＤ、リオベル配合錠ＬＤ、サムチレール内用懸濁液一五パーセント（後天性免疫不全症候群に罹患している患者に投与するものに限る。）、エジュラント錠二五㎎、アイミクス配合錠ＨＤ、アイミクス配合錠ＬＤ、」を削る。

第十一第一号中「の手術前後」を削り、同第二号中「又は六歯以上の非症候性部分性無歯症」を「、六歯以上の非症候性部分性無歯症、チャージ症候群、マーシャル症候群、下垂体性小人症、ポリエックス症候群（クラインフェルター症候群）又はリング18症候群」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。